



新型コロナウイルスの影響を踏まえた海外子会社の資金繰り対応について —シンガポール子会社を例に

執筆者: 山中 政人、藤 浩太郎

※ 本ニューズレターは、2020年4月9日までに入手した情報に基づいて執筆しております。

1. 背景

新型コロナウイルスの流行により、世界各国の広範な業種(特に、観光・宿泊・飲食・イベント関連・交通インフラ等)において悪影響が生じています。また、さらなる感染拡大阻止のため、いわゆるロックダウン等の措置が講じられ、企業等の事業活動や個人の外出等を制約する国・地域も増加しているところです。海外展開を行っている日本企業の海外子会社においても、これらの措置により、事実上、一時的な事業の停止又は大幅な縮小を余儀なくされ、資金繰り面での懸念が深刻化する可能性があります。

シンガポールにおいても、2020年4月3日、「サーキット・ブレーカー」措置として、同年4月7日から5月4日までの間(延長される可能性があります。)、一部の例外を除き、事業所の閉鎖を義務づける旨を発表したため、企業等の事業活動に相当な制約が加わることとなります。そこで、日本企業がシンガポールにその子会社を有している場合を想定して、海外子会社の資金繰り対応についてどのような対応が考えられるか、以下で整理を試みたいと思います。なお、下記の各種対応の検討を行う前提として、海外子会社の規模・マンパワー・現在の資金管理状況等にもよりますが、日繰りの資金繰り予定表を準備し、いつどの項目の支払いが発生し、いつまでにどの程度の資金が必要となるかを把握することが望ましいと思われます。

2. 資金調達関連

(1) グループ内での資金調達

平時においても比較的一般的な資金調達方法ですが、親会社(又はそのグループ会社)からシンガポール子会社に対する貸付け・出資により、資金調達することが考えられます。経営不振の子会社に対して貸付け等を行うことについては、日本法との関係で、親会社取締役の善管注意義務の問題が生じ得るところです。この問題については、具体的な事実関係を踏まえたケースバイ

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

ケースの判断になる部分が大きく、また、従前より多くの議論が蓄積されているところですので、本稿では詳述しませんが、一般論としては、親会社の取締役は、他の経営判断事項と同様、情報収集を適切に行った上で、合理性を説明できる判断を行うことが重要です。

例えば、海外子会社が新型コロナウイルスの流行以前は堅調な業績を上げており、新型コロナウイルスの終息の目処が立てば、従前の業績に回復することが見込まれる、という場合には、親会社から一時的なつなぎ資金として貸付けを行うことには一定の合理性があると判断される可能性が高まると思われます。他方で、海外子会社が新型コロナウイルスの流行以前から窮境にあり、当該子会社を維持することが他のグループ会社の利益に適うという事情もなく、従前より子会社に対する貸付金が積み上がっているにもかかわらず、適切な債権保全措置を講ずることなく漫然と貸付けを行う等、合理性の説明が困難な場合には、善管注意義務違反の可能性が高まると思われ、後記 4.の撤退という方針を検討することも必要となると思われ。また、会計・税務上の影響が及ぶ可能性もありますので、その観点からの慎重な検討も必要と思われ。

(2) 金融機関からの返済猶予・新規借入れ

・ 企業庁による支援策の拡充

アジアニューズレター2020年4月15日号「シンガポール:サーキットブレーカー、暫定措置法及び経済支援パッケージに関するアップデート(2020年4月9日時点)」

(https://www.jurists.co.jp/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/ja_newsletter_200415_asia_2.pdf) IV(I)5.にもまとめられているように、シンガポール政府は、各種金融支援策をさらに拡充しています。具体的には、一定割合についてシンガポール企業庁(Enterprise Singapore)がリスク・シェア¹を行うことを前提として、参加金融機関が融資を行うという各種プログラム²(トレード・ローン、テンポラリーブリッジローンプログラム、中小企業運転資金貸付制度等)について、対象セクターの拡大、貸付総額や政府のリスク・シェアの引上げ(現時点で政府の負担割合は90%)、元本弁済につき1年間の猶予要請を可能とするなどの施策を採っています。したがって、シンガポール子会社がこれらのプログラムの利用要件を満たす場合には、申請を行うことを検討することが考えられます。但し、これらのプログラムについて、シンガポール国民による一定割合の株式保有が利用要件となっているものがあることに留意する必要があります(トレード・ローン、テンポラリーブリッジローンプログラム、中小企業運転資金貸付制度についてはいずれも、間接保有を含め30%以上をシンガポール国民・永住権者が保有していることが要件になっています。)

・ 通貨金融庁及び金融業界による支援パッケージ

シンガポール通貨金融庁(MAS)は、2020年3月31日、シンガポール銀行協会(ABS)、生命保険協会(LIA)、損害保険協会(GIA)及びシンガポール金融会社協会(FHAS)と共同で、新型コロナウイルスの感染拡大で打撃を受けた中小企業の資金繰りの負担軽減のための支援パッケージ³を発表しています。具体的には、①中小企業⁴は、担保付ローン(2020年4月6日時点で返済期限から90日超経過していないもの)の元本返済の猶予(2020年12月末まで)を申請できる、②上記のシンガポール企業庁のテンポラリーブリッジローンプログラム及び中小企業運転資金貸付制度に基づく新規融資について、一定の要件の下、金利の低減を受けることができる(金融機関がMASに申請し、節約した資金調達コストを借主に還元)、③損害保険の手数料支払いの分割払いを申請できるといった内容となっています。したがって、シンガポール子会社が中小企業に該当する場合には、上記①の方策を検討することが考えられます。

¹ 借主にデフォルトが生じ回収不能となった場合に、当該回収不能部分のうち政府が一定割合を負担することを意味します。借主と貸主との関係では、借主が貸主に対し100%の返済義務を負っているという点は通常のローンと変わりません。

² 詳細については、シンガポール企業庁のウェブサイト
<https://www.enterprisesg.gov.sg/financial-assistance/loans-and-insurance#loans--insurance> をご参照ください。

³ 詳細については、シンガポール通貨金融庁のウェブサイト
<https://www.mas.gov.sg/-/media/MAS/News/Media-Releases/2020/Annex-on-MAS-and-Financial-Industry-Support-Measures-31-Mar.pdf> をご参照ください。

⁴ 各金融機関によって基準が異なりますが、本パッケージにおいては、最低限、①年間の売上高が1億シンガポールドル以下又は②従業員200名以下の会社については該当するとされています。

- ・ 暫定措置法に基づく返済猶予

2020年4月7日に可決された「新型コロナウイルス(暫定措置)法(COVID-19(Temporary Measures)Act)」⁵(以下「暫定措置法」といいます。)によれば、一定の種類の契約について、契約上の義務の救済措置を導入しました。すなわち、新型コロナウイルスの影響で契約上の義務を履行することができない契約当事者は、相手方当事者に対して所定の通知を行うことにより、当該相手方当事者が法的手段(訴え提起・担保実行・法的倒産手続申立て等)を採ることを禁止させることができます。そして、中小企業(直近事業年度の売上が1億シンガポールドル以内)の銀行等との間の担保付融資枠契約(3月25日までに締結又は更新した契約で、その契約上の義務が2020年2月1日以降に到来)もかかる救済措置の適用対象となっています。当該措置の効力は、現在のところ、開始後6か月とされており、開始後1年間まで延長される可能性があります。したがって、金融機関との間で返済猶予について任意の協議が整わない場合には、同法所定の通知を行った上で、各金融機関に対する返済を一時猶予することも選択肢として検討することが考えられます。

但し、担保付融資枠契約について上記救済措置の適用を受けるためには、借主について間接保有を含め30%以上をシンガポール国民・永住権者が保有していることが要件となっております。したがって、かかる要件を満たさない場合には、同法の趣旨を踏まえて任意の返済猶予を受けられるよう、金融機関と交渉することが検討されます。

なお、金融サービスのうち一定業務は、サーキット・ブレーカー措置による事業場の閉鎖措置の対象となっておりませんが、感染拡大を避けるための任意の在宅勤務への移行等により、事務手続の遅延が発生する可能性があることは否定できないため、金融機関への申請が必要となる方策については、早期に行動することが望ましいと考えられます。

(3) 政府からの助成

アジアニューズレター2020年4月15日号「シンガポール:サーキット・ブレーカー、暫定措置法及び経済支援パッケージに関するアップデート(2020年4月9日時点)」IV(I)6.にもまとめられているように、特定セクターに対する支援も含め、シンガポール政府により各種助成措置が提供されており、また、今後支援策が拡大されることも期待されるため、随時情報収集を行い、適用対象となる助成プログラムがあれば、申し込むかどうか適時に検討すべきと考えられます。

3. ランニングコストの抑制

事実上、一時的に事業が停止又は大幅に縮小している状態であっても、各種ランニングコストの支払いは発生し、これにより資金繰りが悪化します。以下では、一般的なランニングコストについて、繰延べ・抑制する手段がないかどうか、検討します。

(1) 法人税納付の一時猶予等

アジアニューズレター2020年4月15日号「シンガポール:サーキット・ブレーカー、暫定措置法及び経済支援パッケージに関するアップデート(2020年4月9日時点)」IV(I)3.にも記載のとおり、シンガポール政府は、企業の当面の資金繰り確保のため、2020年4月・5月・6月に納付期限が到来する法人税について、自動的に3か月間の猶予をすることを発表しています。これは特に手続を取る必要はありませんので、通常の納付期限から3か月後に法人税を納付すれば良いこととなります。その他、固定資産税について30~100%の還付という措置も採られています。

(2) 賃料の減免・支払い猶予

- ・ 固定資産税払戻し分の還元

暫定措置法によれば、不動産賃貸人は、上記(1)の固定資産税の還付分を賃料を減額することで賃借人に還元することが義務づけられることとなりました。したがって、シンガポール子会社が賃借する不動産の賃貸人が賃料を減額しない場合には、同法を

⁵ 詳細については、シンガポール法務省のウェブサイト <https://www.mlaw.gov.sg/news/press-releases/temporary-relief-for-inability-to-perform-contractual-obligations-due-to-coronavirus-disease-2019-covid-19-situation> をご参照ください。

根拠として、賃貸人に対して賃料の一定範囲の減額請求を行うことも有用と考えられます。なお、シンガポール政府は、政府所有・管理の非居住用不動産については、不動産の用途等に応じて一定期間の賃料免除を行うことを発表しています。

・ 暫定措置法に基づく支払猶予

住宅を除く不動産の賃貸借契約も、上記 2.(2)の暫定措置法に基づく契約上の義務の救済措置の適用対象とされているため、コロナウイルスの影響により賃借人が賃料を支払うことが困難な場合には、賃貸人に対して所定の通知を行うことにより、当該賃貸人は法的手段(賃貸借契約の解除・訴え提起・担保実行・法的倒産手続申立て等)を採ることが禁止されます。したがって、シンガポール子会社において、同法に基づき、賃料の支払猶予を受けることが考えられます。

(3) その他の契約上の支払義務

担保付融資枠契約及び不動産賃貸借契約以外にも、建設又は資材などの供給契約、結婚式等各種イベント関連の物品・役務提供契約、観光関連の物品・役務提供契約と観光の振興に関する一定の契約が、暫定措置法に基づく契約上の義務の救済措置の適用対象となっています(イベント・観光関連の保証金の没収も禁止されます)。したがって、シンガポール子会社が締結している契約の内容によっては、同法に基づき支払いの繰延べが出来ないかどうか検討することが考えられます。

もっとも、逆に契約相手方から同法に基づく契約の履行猶予等を求められる可能性があるため、資金繰り表の作成時に、保守的に見てその点を織り込むかどうか検討する必要があります。

また、同法が適用されない種類の契約である場合、契約上の不可抗力条項に基づき契約上の義務の履行猶予を求めることも考えられます。日本法では、金銭債務について不可抗力の抗弁を主張することはできないとされています(民法 419 条 3 項)が、シンガポール法上は特段そのような制約はないとされていますので、契約上の不可抗力条項の内容によって、金銭債務についても当該条項に定める要件を満たすことを主張し、支払猶予を求めることが考えられます。

(4) 従業員に対する給与支払い

・ 給与の一部の助成

アジアニューズレター2020年4月15日号「シンガポール:サーキット・ブレーカー、暫定措置法及び経済支援パッケージに関するアップデート(2020年4月9日時点)」IV(I)1.にも記載のとおり、雇用主は、従業員に支払う給与の一部(4月分については月額給与総額の75%。それ以降は原則25%)について助成(JSS)を受けられることとなっております(申請手続は不要)。但し、当該助成は、シンガポール国民又は永住権者である従業員に係る給与のみが対象となる点に留意する必要があります。

なお、外国人従業員を雇用する雇用主は、外国人雇用税が課されますが、①4月分の外国人雇用税の免除、②2020年に支払い済みの外国人雇用税のうち外国人従業員1人当たり750シンガポールドルの還付といった施策が採られています。

・ 国家賃金評議会の賃金ガイドライン

また、2020年3月30日、国家賃金評議会(National Wages Council)は、新型コロナウイルスの流行を踏まえた2020/2021年度の賃金ガイドライン⁶を公表しているところ、従業員に対する給与支払い関連の方針検討に当たって、参照すべきと考えられます。具体的には、雇用主は、以下の各方策を、以下の順番で検討すべきとされています。すなわち、①第一に、給与以外の費用の削減を行い、超過人員を活用・管理するための諸方策を採ること、②第二に、政府の支援策を利用して、事業コスト・人件費を削減し、事業と労働力の変革を推進すること、③①②を行った上でやむを得ない場合には、従業員の給与を削減すること、④最後の手段として従業員を解雇せざるを得ない場合には、責任を持った方法で行うことを検討すべきとされています。

新型コロナウイルスの影響についてどの程度の期間・どのような範囲に及ぶかという見通しは未だ不透明ですが、終息が見えてきた段階において従前と同様の事業環境に回復することを前提とすると、従業員の給与の遅配/削減といった手段を採ることは、従業員のモチベーション低下やそれによる新型コロナウイルス終息後の事業価値毀損といったデメリットがあることを踏まえ

⁶ 詳細については、シンガポール労働省のウェブサイト
<https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2020/0330-national-wages-council-2020-2021-guidelines> をご参照ください。

ると、他の手段(役員報酬カットを含む)を検討した上で行われるべきと考えられます。また、シンガポール法上、従業員の解雇は比較的容易とされておりますが、新型コロナウイルス終息後の必要人員の確保や他の従業員との信頼関係の維持等の観点から、従業員の解雇については最後の手段と考えるべきと思われます。

・ その他の方策

なお、グループ会社が他にあるのであれば、一時的に他国のグループ会社に配置し、そこで人件費を負担してもらうということも考えられますが、そもそも新型コロナウイルスの流行により他国も同様に悪影響を受けていること、現在の状況下では、他国への入国や労働に必要なビザを取得することも難しい可能性があることといった問題があるため、慎重に検討する必要があります。

4. 撤退

新型コロナウイルス以前から子会社の業績が窮境にあった、新型コロナウイルスによる悪影響が長期化し上述の各種方策を駆使しても、子会社の事業継続が困難な状況となる可能性が高くなった等の事情がある場合には、親会社に及ぶ悪影響を最小限に抑えるために、少なくとも中長期的には、やむなく子会社の事業撤退を行うことも視野に入れる必要が出てくるかもしれません。

本稿では深く立ち入りませんが、一般論としては、①JV パートナー/スポンサー/取引先等に対する株式(持分)譲渡、②通常清算手続(資産超過の場合)、③破産手続その他の法的手続(債務超過の場合)、④休眠会社化といった方法が考えられます。子会社の事業規模・資産状況等に応じて、現地の M&A コンサルタント、会計士、弁護士等の専門家に相談することも一案です(M&A の障害事由がないかどうかの検討、相手方との条件交渉、契約書のドラフト、法的手続等を行う場合の手続書面の準備、裁判所との連絡、労働者を解雇する場合の整理解雇手当の要否・額等、専門的な対応を要する事項があります。)。なお、海外子会社の事業撤退等における留意事項に関して、田中研也「海外での事業撤退 費用と時間の予測が困難なうえに思わぬリスクも」(西村あさひのリーガル・アウトLOOK) (<https://judiciary.asahi.com/outlook/2018102900004.html>) が参考になります。

5. 結語

本稿では、シンガポール子会社を例にとり、現時点でどのような資金繰り対応を行うことが考えられるかについて、整理を試みました⁷(なお、資金繰り対応としては、上記以外にも遊休資産の売却等の方策もありますが、本稿では省略します。)。他国における現地子会社については、各国の法制度や政府の対応が異なるため、具体的な対応方法につき個別に検討するしかないものの、視点としては共通する部分はあるため、対応に漏れがないかを確認する際等に参照いただければ幸いです。新型コロナウイルスを巡る状況は日々急速に変化し、各国政府も次々と新施策を打ち出しておりますので、各国政府のウェブサイトや各種メディアを随時確認し、適時に情報をアップデートすることが肝要です。なお、日本語の情報源としては JETRO のウェブサイトのビジネス短信 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/>) に、各国政府による新型コロナウイルス対策の概要等のニュースが随時掲載されるため、参考になると思われます。

⁷ なお、本稿で記載した各種対応について、会計・税務面においても、①親会社において子会社向けの貸付け等を貸倒引当金計上することの要否、②親会社において子会社貸付けを債権放棄する場合の税務上の損金算入の可否、③子会社を休眠会社化する場合の親会社における税務上の損金算入の可否、④政府による支援策の適用に係る会計処理方法等の論点があるため、会計・税務の専門家に相談することも検討すべきと思われます。



やまなか まさと
山中 政人

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 シンガポール事務所共同代表
m.yamanaka@jurists.co.jp

2002 年よりキャピタルマーケット業務を専門的に手掛け、日本の企業のグローバル・オファリング、韓国、台湾、香港、シンガポールでの IPO に関与する。2011-2012 年、香港の Norton Rose 法律事務所に出向。2012 年 2 月より西村あさひ法律事務所シンガポール事務所にて執務を開始し、現在、共同代表として日本企業のアジアでの M&A 等をサポート。



ふじ こうたろう
藤 浩太郎

西村あさひ法律事務所 弁護士
k.fuji@jurists.co.jp

2009 年に弁護士登録後、事業再生/倒産案件、M&A 案件及び商事紛争案件に中心的に携わる。2018 年ニューヨーク大学ロースクール卒業(LL.M.)、2019 年ニューヨーク州弁護士登録、2018-2019 年シアトルの Davis Wright Tremaine 法律事務所に出向。2019 年 10 月よりシンガポール事務所にて勤務し、東南アジア諸国における出資・合併・買収等の M&A 案件、一般企業法務等を中心に手掛ける。



西村あさひ法律事務所では
現在、国内外に
16の拠点を設けています。

<p>東京 東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124 Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)</p>			<p>ニューヨーク Nishimura & Asahi NY LLP Tel +1-212-830-1600 E-mail info_ny@jurists.co.jp 執行パートナー 山口勝之 副執行パートナー 清水恵</p>		
<p>名古屋 Tel 052-533-2590 社員 藤井宏樹</p>	<p>大阪 Tel 06-6366-3013 社員 臼杵弘宗 井垣太介 廣田雄一郎 伴真範</p>	<p>福岡 Tel 092-717-7300 社員 尾崎恒康 高木謙吾 舞田靖子</p>	<p>ドバイ Tel +971-4-253-3646 E-mail info_dubai@jurists.jp 森下真生</p>		
<p>バンコク Tel +66-2-168-8228 E-mail info_bangkok@jurists.jp パートナー 小原英志 タイパートナー* Chavalit Uttasart (SCL Nishimura) Jirapong Sriwat</p>		<p>北京 Tel +86-10-8588-8600 E-mail info_beijing@jurists.jp 首席代表 中島あずさ 代表 志賀正帥</p>		<p>ハノイ Tel +84-24-3946-0870 E-mail info_hanoi@jurists.jp ベトナム事務所統括 小口光 代表 廣澤太郎</p>	
<p>ジャカルタ*1 Walangi & Partners Tel +62-21-5080-8600 E-mail info@wplaws.com 執行パートナー Luky Walalangi Rosetini & Partners Law Firm Tel +62-21-2933-3617 E-mail info_jakarta@jurists.jp カウンセラー 町田憲昭</p>		<p>上海 Tel +86-21-6171-3748 E-mail info_shanghai@jurists.jp 首席代表 前田敏博 代表 野村高志</p>		<p>ホーチミン Tel +84-28-3821-4432 E-mail info_hcmc@jurists.jp ベトナム事務所統括 小口光 代表 大矢和秀 ベトナムパートナー* Vu Le Bang Ha Hoang Loc</p>	
<p>ヤンゴン Tel +95-1-8382632 E-mail info_yangon@jurists.jp 代表 湯川雄介 副代表 今泉勇</p>		<p>シンガポール Tel +65-6922-7670 E-mail info_singapore@jurists.jp 共同代表 山中政人 宇野伸太郎 パートナー 佐藤正孝</p>		<p>台北 西村朝日台湾法律事務所 Tel +886-2-8729-7900 E-mail info_taipei@jurists.jp 共同代表 孫櫻倩 張勝傑</p>	
<p>Okada Law Firm (香港)*2 Tel +852-2336-8586 E-mail s_okada@jurists.co.jp 代表 岡田早織</p>		<p>*1 提携事務所 *2 関連事務所 *外国法共同事業を営むものではありません。</p>			

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニューズレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。